

新潟県選挙管理委員会規程第12号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|--------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------|--|--|
| 別表第2（老人ホーム） | | | 別表第2（老人ホーム） | | |
| 市区町村名 | 老人ホームの名称 | 所在地 | 市区町村名 | 老人ホームの名称 | 所在地 |
| (略) | | | (略) | | |
| 新潟市西 区 | (略) 特別養護老人ホーム 有明園 (略) | (略) 新潟市西区西有明 町1-47 (略) | 新潟市西 区 | (略) <u>軽費老人ホーム 有 明ハイツB</u> 特別養護老人ホーム 有明園 (略) | (略) <u>新潟市西区西有明 町1-72</u> 新潟市西区西有明 町1-47 (略) |
| (略) | | | (略) | | |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。